

1. 国の制度としては対応可能である事項

1-5. 事務職員の在宅勤務

令和2年12月25日 作成

Q22. 上記の「人材育成・獲得」及び「研究環境整備」に関する問以外に、対応を検討すべきと考える課題等があれば、ご記入ください。

| 課題等の概要 | 課題対応等の整理 | 課題対応等の詳細 |
|--|----------|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 事務職員の在宅勤務を可能にすべきではないか。 | 国の制度的に可能 | <ul style="list-style-type: none">● 国の制度上の制限はなく、各大学・研究機関において、人事施策の一環として規定されているものです。ご所属の組織の担当部署にご相談ください。● その際のご参考としましては、例えば、NICT、理研及び産総研においては、一部の雇用形態・勤務状況の職員を除いたすべての職員の在宅勤務が可能となっています。● 上記実績のある研究機関における規定等の詳細については「AI人材獲得・人材育成及び研究環境整備に関するご意見フォーム」(※1)よりお問い合わせください。 <p>※1 https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0494.html</p> |